国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▶保険料の算定、資格の取得・喪失…**医療保険年金課国保資格係**☎(5273)4146、▶医療費等の保険給付…**国保給付係**☎(5273)4149、▶保険料の納付相談…**納付相談係**☎(5273)3873・4530(いずれも本庁舎4階)・FAX(3209)1436へ。

28年度の国民健康保険料

保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。28年度の保険料は、下図のとおりです。

※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。

28年度の国民健康保険料

【算定基礎額】平成27年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

基礎賦課額（医療分）		後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）		介護納付金賦課額（介護分）		
【均等割額】35,400円 ×世帯の加入者数 ＋【所得割額】世帯加入者全員の28年度の算定基礎額 ×100分の6.86	＋	【均等割額】10,800円 ×世帯の加入者数 ＋【所得割額】世帯加入者全員の28年度の算定基礎額 ×100分の2.02	＋	【均等割額】14,700円 ×世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の人数 ＋【所得割額】世帯の加入者のうち40歳以上65歳未満の方の28年度の算定基礎額 ×100分の1.43	＝	年間保険料
賦課限度額 54万円		賦課限度額 19万円		賦課限度額 16万円		

保険料の納付

28年度の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月～29年3月の10回に分けて納めてください。

納付書は、6月納期分～9月納期分を6月に、10月納期分～29年3月納期分を10月に発送します。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。

※28年1月2日以降に新宿区に転入した方に6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

資格の取得・喪失の届出は14日以内に

●やむを得ず遅れた場合でも必ず届出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届出が必要です(自動的には切り替わりません)。

▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは

資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは退職証明書でも代用可)。

▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは

国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※1月から、届出にはマイナンバーと本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード(個人番号カード)等)が必要になりました。届出の際にお持ちください。

※代理人が加入の届出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード(個人番号カード)等)をお持ちください。

★28年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。28年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届出は医療保険年金課・特別出張所へ

▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは

資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは退職証明書でも代用可)。

▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめるときは

国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※1月から、届出にはマイナンバーと本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード(個人番号カード)等)が必要になりました。届出の際にお持ちください。

※代理人が加入の届出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード(個人番号カード)等)をお持ちください。

★28年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。28年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

国民健康保険料は必ず納めましょう

保険料は、病気やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。医療機関にかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料で賄われています。

国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険料を納める義務もあります。保険料を納めない方がいると、国民健康保険の運営が困難になり、医療費を賄えなくなります。必ず納めましょう。

●保険料を納めないと

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください(4面で休日の納付相談をご案内しています)。

▶督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証(短期証)を交付します。

▶未納の状態が続くと、被災等の特別な事情がある方を除き、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば、保険診療として扱われますが、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額を支払うことになります。後日、滞納している保険料の納付についてご相談の上、申請により保険者負担分をお返しすることになります。

▶高額療養費等保険給付の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証」の申請はできません。

※前記とは別に、法律に基づいて預貯金、給与、生命保険など財産の差し押さえを行う場合があります。

◎新たな猶予の制度「申請による換価の猶予」が始まります

申請により、財産の差し押さえや換価（売却等）が猶予される制度です。詳しくは、お問い合わせください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に製造される、先発医薬品と同等の品質、安全性を持つ医薬品で、厚生労働大臣から承認されています。ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。利用できない場合もありますので、医師や薬剤師にご相談ください。

※生活習慣病等で処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方には、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・10月・29年2月にお送りします。

入院中の食事代が変わりました

住民税課税世帯の入院時食事療養費が、4月から360円(3月までは260円)に変わりました。住民税課税世帯で指定難病等の医療を受けている方と住民税非課税世帯の方は、今までと変わりません。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**医療保険年金課国保給付係**（本庁舎4階）☎(5273)4149へ。

国保温泉センターの利用割引

次の施設の割引利用券を医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

①檜原温泉センター 数馬の湯
【所在地】檜原村2430
【利用料金】
大人500円・小学生210円

②奥多摩温泉 もえぎの湯
【所在地】奥多摩町氷川119―1
【利用料金】
大人450円・小学生200円

③秋川渓谷 瀬音の湯
【所在地】あきる野市乙津565
【利用料金】
大人700円・小学生250円

④生涯青春の湯 つるつる温泉
【所在地】日の出町大久野4718
【利用料金】
大人620円・小学生210円

保養施設をご利用いただけます

区の国民健康保険に加入している方の健康増進などにご利用いただけます。

▶保養施設

全国の「かんぽの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布の「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▶夏季保養施設

区が契約する旅行会社が提携する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。詳しくは、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】**医療保険年金課庶務係**（本庁舎4階）☎(5273)4078へ。

ご利用ください ヴィレッジ女神湖（長野県立科町）

夏休み期間の利用抽選

【宿泊受付窓口】日通旅行㈱新宿区役所内営業所（区役所本庁舎1階）☎(5273)3881

【受付時間】月～金曜日午前9時～午後5時（祝日等を除く）

※土・日曜日、祝日等は日通旅行㈱☎(3573)8350（午前10時～午後6時）

【利用期間】7月15日㈮～8月31日㈬

【対象】区内在住・在勤の方と同行する方

【宿泊日数】3泊4日以内（1グループ5室以内）

【申込期間】4月25日㈪まで（必着）

【申込方法】宿泊受付窓口、特別出張所で配布の専用往復はがきでお申し込みください（はがきは1グループ1枚）。

【抽選結果】当落にかかわらず5月7日㈯までにお知らせします。

【当選した方】5月14日㈯までに電話または直接、宿泊受付窓口で利用申請をしてください。期限までに利用申請がない場合は、当選結果（予約）を取り消します。

※抽選後の空室は、通常どおり「利用希望日の2か月前の同日から2日前まで」宿泊受付窓口で予約を受け付けます。

5月の観光バスツアー

【バス受付窓口】あんしん宿予約センター☎（3263）1415（午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日等も営業）

ヴィレッジ女神湖の宿泊・往復バス（新宿駅西口発着）・観光がセットになった1泊2日のツアーです。料金等詳しくは、バス受付窓口へお問い合わせください。ヴィレッジ女神湖ホームページ（http://www.megamiko.jp/）でもご案内しています。

【対象】区内在住・在勤の方と同行する方

【出発日・コース】5月9日㈪…伊香保おもちゃ人形自動車博物館と軽井沢アウトレット

【区の担当課】**教育支援課教育活動支援係**☎(3232)1058

福祉

リフト付きタクシーをご利用ください

●4月1日から予約申し込み先が変わりました

【対象】区内在住で、歩行が困難なため車いすなどを利用している方や寝たきりの状態の方等、一般のタクシー等を利用する事が困難な方と同伴する介助者

【運行時間】毎日（24時間）

【費用】一般のタクシー利用と同額（予約・配車料金不要で福祉タクシー券の利用可）

【申込み】電話で午前9時～午後6時30分に、東京ケアタクシー☎（3914）6274へ。予約は、利用希望日の2週間前から受け付けています。

【問合せ】**障害者福祉課福祉推進係**（本庁舎2階）☎(5273)4516・FAX（3209）3441へ。

はがき・ファックスの記入例

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

講座・催し等の申し込み

※宛先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

認知症の相談・学習会

●認知症介護者相談

【日時】5月9日㈪午後2時～4時

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

【内容】専門医による個別相談（西新宿コンシェリアクリニック精神科医師）

【申込み】4月18日㈪から電話で**高齢者支援課高齢者相談第二係**（本庁舎2階）☎(5273)4254へ。先着順。

●認知症・ものの忘れ相談

【日時・会場】▼①5月12日㈭…落合保健センター（下落合4―6―7）、▼②5月19日㈭…四谷高齢者総合相談センター（三栄町25、四谷保健センター等複合施設4階）、午後2時30分～4時30分

【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、各日4名

【内容】医師による個別相談（新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医）

【申込み】4月18日㈪から電話で、①は**落合第一高齢者総合相談センター**☎(3953)4080へ、②は**四谷高齢者総合相談センター**☎(5367)6770へ。先着順。

●認知症介護者の学習会と交流会

認知症の方の介護者が、病気への理解や対応、介護者がリラックスする方法を学びます。介護者同士の仲間づくりができる交流会も実施します。

【日時・会場・内容】▼5月13日㈮午後1時30分～3時30分…榎町高齢者総合相談センター（弁天町50）／医師の講座「認知症を知る、対応を知る」、▼6月15日㈬午前10時～12時…西新宿シニア活動館（西新宿4―8―35）／介護者のためのアロマテラピー「香りでリラックス」

【対象】区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか、各日20名

【費用】各回100円（交流会の茶菓代）

【申込み】4月18日(月)から電話で**高齢者支援課高齢者相談第二係**（本庁舎2階）☎(5273)4594へ。先着順。

認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や、認知症の方や家族への配慮などを学ぶ講座です。受講した方には、認知症サポーターの印「オレンジリング」を差し上げます。

【日時】5月25日㈬午後6時30分～8時

【会場】区役所第1分庁舎7階人材育成センター

【対象】区内在住・在勤・在学の方、60名

【申込み】4月18日(月)から電話で**高齢者支援課高齢者相談第二係**（本庁舎2階）☎(5273)4594へ。先着順。

家族介護者講座

【日時】5月18日㈬午後1時30分～3時30分

【会場】戸山シニア活動館（戸山2―27―2）

【対象】区内在住で高齢者の介護をしている方、介護経験がある方、30名

【内容】講演「在宅介護でのお薬との上手な付き合い方」（講師は星祐樹・薬剤師）

【申込み】4月18日(月)から**若松町高齢者総合相談センター**☎(5292)0710へ。先着順。

※介護のため参加が難しい方にはデイサービスの利用、ヘルパー派遣利用等の支援をします。ご相談ください。

新宿区シルバー人材センター新規会員を募集

センターの会員になって就業を希望する方は、電話予約の上、説明会に参加してください。終了後に入会申し込みを受け付けます（説明を受けないと会員登録はできません）。入会した方には後日、接遇研修を受けていただきます。

【対象】区内在住の60歳以上で、健康で就業意欲のある方

【説明会日時】4月19日㈫、5月10日㈫・17日㈫、いずれも午前9時30分から

【持ち物】▼顔写真（縦3㎝×横2.5㎝）2枚、▼郵便局（ゆうちょ銀行）の通帳（就業に対する配分金の振り込み用）、▼住所が確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）▼年会費2千円

【会場・申込み】電話で**同センター**（新宿7―3―29、新宿こころから広場しごと棟）☎（3209）3181へ。

8月・10月に新たにオープン 都市型軽費老人ホーム入居者を募集

都市型軽費老人ホームは、身体機能の低下等で自立した日常生活を送ることに不安があり、家族の支援が難しい方に居室・食事等を提供し、日常生活に必要な相談・支援を行う施設です。

【名称・所在地】

▼①（仮称）愛の家都市型軽費老人ホーム新宿下落合（8月開設）…下落合4―14―1

▼②（仮称）愛の家都市型軽費老人ホーム新宿中落合（10月開設）…中落合2―18

【運営】メディカル・ケア・サービス㈱

【対象】次の条件を全て満たす方、各施設20名

▼区内在住の60歳以上で、住民登録をしている

▼身元保証人等がいる

▼身体機能の低下等で自立した日常生活を送ることに不安がある（自立～要介護2程度）

▼家族からの支援が難しい

▼感染症がなく、自分で健康管理ができる

※詳しくは、お問い合わせください。

【費用（月額）】11万8千円～25万1千円程度（収入により変わります）

【申込期間】▼1次募集（①②とも）…4月20日㈬～4月15日㈮～5月20日㈮）▼2次募集（②のみ。定員に余裕がある場合は①も）…6月20日㈪～7月20日㈬

【申込み】所定の申込書を**高齢者支援課高齢者相談第一係**☎(5273)4593、**高齢者相談第二係**☎(5273)4254（いずれも本庁舎2階）・FAX（5272）0352へ。

※募集案内・申込書は同課・各高齢者総合相談センターで配布します。

4月は24日 第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階（国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置）

※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類（代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類）等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届出（国外からの転入は取り扱いません）、▼外国人住民の住居地届（在留カードまたは特別永住者証明書（在留カード等へ切り替えるまでの方は外国人登録証明書）が必要）、▼住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付（請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません）、▼不在住者の届出の交付、▼印鑑登録申請・廃止の届出、▼印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証（カード）が必要）、▼自動交付機の利用登録申請、▼通知カードの申請、▼マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、▼マイナンバーカード（個人番号カード）への電子証明書の申請、▼特別永住者に関する申請等

【問合せ】**戸籍住民課住民記録係**（本庁舎1階）☎(5273)3601へ。

◎戸籍

▼戸籍届書の預かり（届書の内容確認等は翌開庁日に行います）、▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しの交付（請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族（関係が確認できる書類が必要）のみ）、▼身分証明書、不在籍証明書の交付

【問合せ】**戸籍住民課戸籍係**（本庁舎1階）☎(5273)3509へ。

◎国民健康保険

▼資格の取得・喪失

【問合せ】**医療保険年金課国保資格係**（本庁舎4階）☎(5273)4146へ。

◎区税

▼納税・課税（非課税）証明の交付・申告等により税情報がある方のみ）

【問合せ】**税務課収納管理係**（本庁舎6階）☎(5273)4139へ。

4月24日は住民税の納税相談・国民健康保険料の納付相談も実施します

【開設時間】午前9時～午後4時30分

【開設場所・問合せ】

▼特別区民税・都民税…**税務課納税係**（本庁舎6階）☎(5273)4509・4538・4508・FAX（3209）1460へ。

▼国民健康保険料…**医療保険年金課納付相談係**（本庁舎4階）☎(5273)3873・4530・FAX（3209）1436へ。

※納税催告センター！国保料催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

※火曜日は午後7時まで窓口を延長し、相談・納付をお受けしています。

指定期限を過ぎても納付がない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

特別区民税・都民税や国民健康保険料を滞納している方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。

後期高齢者医療制度に加入している方へ 海外療養費申請時の必要書類が変わりました

海外旅行中や海外赴任中に、病気やケガなどで、現地の医療機関で診療を受け、医療費等の全額を自己負担した場合は、申請により保険者が負担する金額が払い戻されます。

4月から、申請書類に「保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が、当該海外療養を担当した者に療養の内容について照会することに関する海外療養を受けた方の同意書」の添付が必要となりました。

同意書の様式や、ほかの必要書類等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**高齢者医療担当課高齢者医療係**（本庁舎4階）☎(5273)4562へ。

自転車での加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。